

西焼津看護多機能ホーム「池ちゃん家」 重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(指定 第2295100370号)

当事業所は、ご利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供いたします。

事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

※当サービスの利用は、要介護状態が「要介護」と認定された方が対象となります。

1・事業主体

- (1) 法人名 株式会社フォーユー
- (2) 法人所在地 静岡県静岡市葵区上伝馬32-9
- (3) 電話番号 054-266-6699
- (4) 代表者氏名 殿岡 裕
- (5) 設立年月日 平成16年12月24日

2・事業所の概要

- (1) 事業所の種類 看護小規模多機能型居宅介護
- (2) 事業所の名称 西焼津看護多機能ホーム「池ちゃん家」
- (3) 事業所所在地 〒425-0077 静岡県焼津市五ヶ堀之内530-3
- (4) 電話・FAX 電話 054-620-6477
FAX 054-620-5524
- (5) 事業所管理者 宮城 恵美子
- (6) 開設年月日 令和7年4月1日
- (7) 居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊居室	9室	個室
居間	1か所	
食堂	1か所	
台所	1か所	
浴室	1か所	
トイレ	3か所	車いす対応2か所
消防設備	あり	

※上記は、厚生労働大臣が定める基準により、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に義務付けられている施設・設備です。

3・事業所の目的

介護保険法令に従い、ご利用者が住み慣れた地域、自宅で可能な限り暮らし続け自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の管理者、介護支援専門員及び従業者（以下「従業者」という。）が心身機能の維持、ご家族の身体的精神的負担の軽減、さらに社会的孤立感の解消を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練、介護、看護その他の必要な援助を行うことを目的とします。

4・当事業所の運営方針

(1) ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、ご利用者の居宅における機能訓練及び日常生活または療養生活の支援を行っていきます。

(2) 実施にあたっては、焼津市、地域包括支援センター、地域の保健医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めていきます。

5・定員

登録定員 29人

(通いサービス定員18人、宿泊サービス定員9人)

6・事業所実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 焼津市

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日および営業時間

営業日・時間	365日 24時間
通いサービス	基本時間 7:00～20:00
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	基本時間 20:00～7:00
看護サービス	基本時間 8:30～17:15

※なお、通い及び宿泊サービスの営業時間については、ご利用者の状況・希望を踏まえ柔軟に対応いたします。

また、上記営業時間の他、電話により24時間常時連絡が可能な体制とし、ご利用者の要請に基づき営業時間外の対応を行うことができます。

7・従業者の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する従業者として、以下の職種の従業者を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※従業者の配置については、指定基準を遵守しています。但し、介護保険の人員配置基準を満たす範囲での人員変動は起こり得ます。

従業者の職種	職員数	職務の内容
管 理 者	1人	事業内容調整
介護支援専門員	1人以上	サービスの調整・計画・相談
介 護 職 員	8人以上	日常生活の介護・相談
看 護 職 員	2.5人以上	健康管理等の医療ケア

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
管 理 者	勤務時間：8：30～17：30のうち2時間以上
介護支援専門員	勤務時間：営業時間のうち、4時間以上
介護職員・看護職員	勤務時間：8：30～17：30 夜間の勤務時間：17：00～9：00 その他、ご利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。

8・サービスの内容

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 通いサービス

ご利用者を事業所に通わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。サービス提供に当たっては、可能な限りご利用者と従業者が共同で行うよう努めるものとします。

ア 日常生活の援助

日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行います。

- ・移動の介護
- ・養護（静養）
- ・その他必要な介護

イ 健康のチェック

バイタル測定、ご利用者の全身状態の把握等を行う。

ウ 機能訓練

ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及びご利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行う。

- ・運動機能回復訓練
- ・口腔機能回復訓練
- ・レクリエーション
- ・グループ活動
- ・行事活動

- ・園芸活動
- ・趣味活動
- ・地域活動への参加

エ 食事介助

- ・朝食、昼食又は夕食の提供
- ・食事の準備、後片付け
- ・食事摂取の介助
- ・その他必要な食事の介助

オ 入浴介助

- ・入浴又は清拭
- ・衣服の脱着、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
- ・その他必要な入浴の介助

カ 排せつ介助

ご利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

キ 送迎支援

ご利用者の希望により、ご利用者の自宅と事業所間の送迎を行います。

(2) 訪問サービス

ご利用者の自宅を訪問して次のサービスを行います。サービス提供にあたっては、可能な限りご利用者と従業者が共同で行うよう努めるものとします。また、訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

ア 介護サービス

ご利用者の居宅を訪問して次の介護サービスを行います。

- ・入浴、排泄、食事、清拭、体位変換等の身体の介護
- ・調理、住居の掃除、生活必需品の買い物等の生活援助
- ・安否確認、見守り

イ 看護サービス

ご利用者に対して次の療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

- ・病状、障がいの観察
- ・清拭、洗髪等による清潔の保持
- ・食事、排泄等日常生活の世話
- ・褥瘡の予防、処置
- ・リハビリテーション
- ・ターミナルケア
- ・認知症患者の看護
- ・療養生活や介護方法の指導
- ・カテーテル等の管理

・その他医師の指示による医療処置
訪問サービスの提供にあたって、次の該当する行為はいたしません。

- ①ご利用者及びその家族からの金銭または高価な物品の授受
- ②ご利用者及びその家族に同意なしに行う飲酒、喫煙
- ③ご利用者及びその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ④その他ご利用者及びその家族等に行う迷惑行為

(3) 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行います。サービス提供に当たっては、可能な限りご利用者と従業者が共同で行うよう努めるものとします。

(4) 相談、援助等

ご利用者またはそのご家族に対して日常生活における介護等に関する次の相談、援助等を行います。

- ・日常生活に関する相談、助言
- ・認知症有病者であるご利用者の家族に対する相談、助言
- ・福祉用具の利用方法の相談、助言
- ・住宅改修に関する情報の提供
- ・医療系サービスの利用についての相談、助言
- ・日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ・家族や地域との交流支援
- ・その他必要な相談、助言

9・サービス利用料金（契約書第5条参照）

(1) 介護保険給付対象の利用料金

サービスを提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとします。

- ①ご利用者の自己負担は、負担割合証に応じた負担割合の金額となります。
- ②介護保険で定められた地域区分は7級地で、単位数単価は1単位10,17円になります。
- ③利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

前項（1）～（3）のサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご利用者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

ご利用者の体調不良や状態の変化等により、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

- ④月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りとした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」

及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

- ⑤ご利用者が要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により利用した場合、支払い方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。
- ⑥介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更いたします。
- ⑦ご利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。
- ⑧サービス利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なりますので、別紙料金表にてご確認ください。

(3) 介護保険の給付対象外の料金（契約書第5条参照）

以下については、ご利用回数に応じ、実費でお支払いいただきます。経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更内容と変更の事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

①食事に係る費用

ご利用者に提供する食事に対する費用です。

料金 朝食450円 ・ 昼食680円 ・ 夕食680円

②宿泊に要する費用

ご利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

料金 1泊2,800円

③教養娯楽に係る費用

レクリエーションや行事またはクラブ活動等にかかる費用を実費でご負担いただきます。

④おむつ代

料金 おむつ、リハビリパンツ 1枚あたり100円

尿取りパット 1枚あたり50円

(お持ちいただいた場合は不要です)

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金 一枚10円

⑤通常の事業の実施地域以外のご利用者に対する送迎費及び交通費

料金 1kmあたり20円（焼津市内の方はかかりません）

⑥エンゼルケアに係る費用

お看取りの時のケアに要する費用です。

料金 10,000円

(4) 利用料金のお支払い（契約書第5条参照）

料金、費用は1ヶ月ごとの計算とし、指定期日までにお支払いください。お支払いは基本的に銀行口座自動引落をご利用ください。

10・利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護サービスは、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- (2) 利用予定日の前にご利用者の都合により看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出ください。
- (3) 介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として料金をお支払いいただく場合があります。ただしご利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。
- (4) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

11・看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護サービスは、ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、また実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご利用者に説明の上交付します。

12・サービス提供記録の記載

事業者は、ご利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、それを5年間保存し、ご利用者または代理人の請求に基づいてこれを閲覧またはそ

の複写物を交付いたします。

1 3 ・ 個人情報 の 保護

ご利用者の個人情報を含む看護小規模多機能型居宅介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めます。

1 4 ・ 秘密 保持

事業所の従業者は、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の個人情報について、適切な取り扱い、秘密保持に努めるものとします。また、従業者でなくなった後も秘密を保持する旨の内容の誓約書を提出しなければなりません。

1 5 ・ 苦情 受付 について（契約書第 1 7 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情窓口（担当者） 代表取締役・事業所管理者
- 受付時間 月～日 9：00～17：00
- 電 話 054-620-6477

（2）行政機関その他の受付機関

焼津市介護保険課保険給付担当

- 所 在 地 焼津市本町2-16-32
- 受付時間 月～金 8：30～17：15
- 電 話 054-626-1159

静岡県国民健康保険団体連合会

- 所 在 地 静岡市葵区春日2丁目4番34号
- 受付時間 平 日 9：00～17：00
- 電 話 054-253-5590

1 6 ・ 運営 推進 会議 の 設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービス提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についても評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

- 構 成 ： 利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村職員、
地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護に
ついて知見を有する者等
- 開 催 ： おおむね2ヶ月に1回
- 会議録 ： 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等についての記録
を作成します

17・協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力病院として連携体制を整備しています。なお、主治医指示のもと、家族依頼のもとでは救急で市立病院搬送を主とします。

<協力医療機関・施設>

コミュニティケア高草	焼津市方ノ上358-1
あうるクリニック藤枝	藤枝市瀬戸新屋164 東海ビル2-A
たなか歯科	焼津市中根新田1249

18・非常火災時の対応

非常火災時には別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回行い、ご利用者も参加していただきます。

防火管理者 1名

<消防用設備>

- ・火災監視装置
- ・非常通報装置
- ・非常警報機
- ・ガス漏れ探知器
- ・非常用照明
- ・誘導灯
- ・消火器
- ・自家発電装置
- ・スプリンクラー

19・非常災害対策

- (1) 看護小規模多機能型のサービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者はご利用者の避難等適切な措置を講じます。
- (2) 感染症の発生やまん延は非常対策と捉え、委員会の設置・指針の整備・研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

20・事故発生時の対応

- (1) ご利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (2) 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

21・損害賠償

当事業所は、民間企業の提供する損害賠償保険に加入しています。賠償に相当する可能性がある場合は、ご利用者またはご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力いただく場合があります。

22・緊急時における対応

従業者はサービス実施中にご利用者の心身の状況に異常その他、緊急事態が生じたと

きには、速やかに主治医や協力医療機関等へ連絡するとともに、受診等の適切な措置に講じます。

2 3 ・身体的拘束等について

- (1) 当事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
- (2) 緊急時やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるかを個人で判断せず、管理者、サービス計画作成担当者、看護職員、介護職員で検討会議を行います。
 - ① 当該利用者または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
 - ② 身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③ 身体的拘束等が一時的であること。
- (3) 緊急時やむを得ない場合は、あらかじめご利用者とその家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文章で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、ご利用者とその家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。
- (5) 身体拘束等を行った場合には、日々の心身状態等の経過観察を行い、上記メンバーで検討会議を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束等を解除します。また、その実施状況を運営推進会議に報告します。

2 4 ・高齢者虐待防止について

- (1) 当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催します。
 - ② 虐待の防止に係る指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (2) 事業者は、サービス提供中に、従業者または養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報します。

2 5 ・短期利用居宅介護

- (1) 事業者は、ご利用者の状態やご利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援

事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当事業所の介護支援専門員が、当事業所の登録者に対するサービスの提供に支障がないと認めた場合に、短期間のサービス（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供します。

- (2) 短期利用居宅介護は、登録者の宿泊サービス利用者と、登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内の場合に、空いている宿泊室を利用し提供します。
- (3) 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（ご利用者の日常生活上の世話をを行うご家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとします。
- (4) 短期利用居宅介護のご利用にあたっては、ご利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が介護計画を作成することとし、当該介護計画に従いサービスを提供します。

26・サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険証と負担割合証を提示してください。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (3) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- (4) 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- (5) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

27・自己評価・外部評価の実施について

当事業所は従業者各自の自己評価・事業所の自己評価を作成し、運営推進会議で地域かわりシートを協議していただき、サービス評価総括表を作成して市に提出するとともに、事業所内に開示場所を設け公表しています。

・評価を受けた日 令和6年1月15日

重要事項説明承諾書

令和 年 月 日

指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 西焼津看護多機能ホーム「池ちゃん家」
所在地 焼津市五ヶ堀之内530-3
説明者 印

私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、これに同意しました。

利用者住所
氏名 印

代理人住所
氏名 印

この重要事項説明書は、厚生労働省第34号（平成18年3月14日）
第182条により準用する第3条の7の規定に基づき、ご利用者またはそ
の家族・代理人への重要事項説明のために作成したものです。